

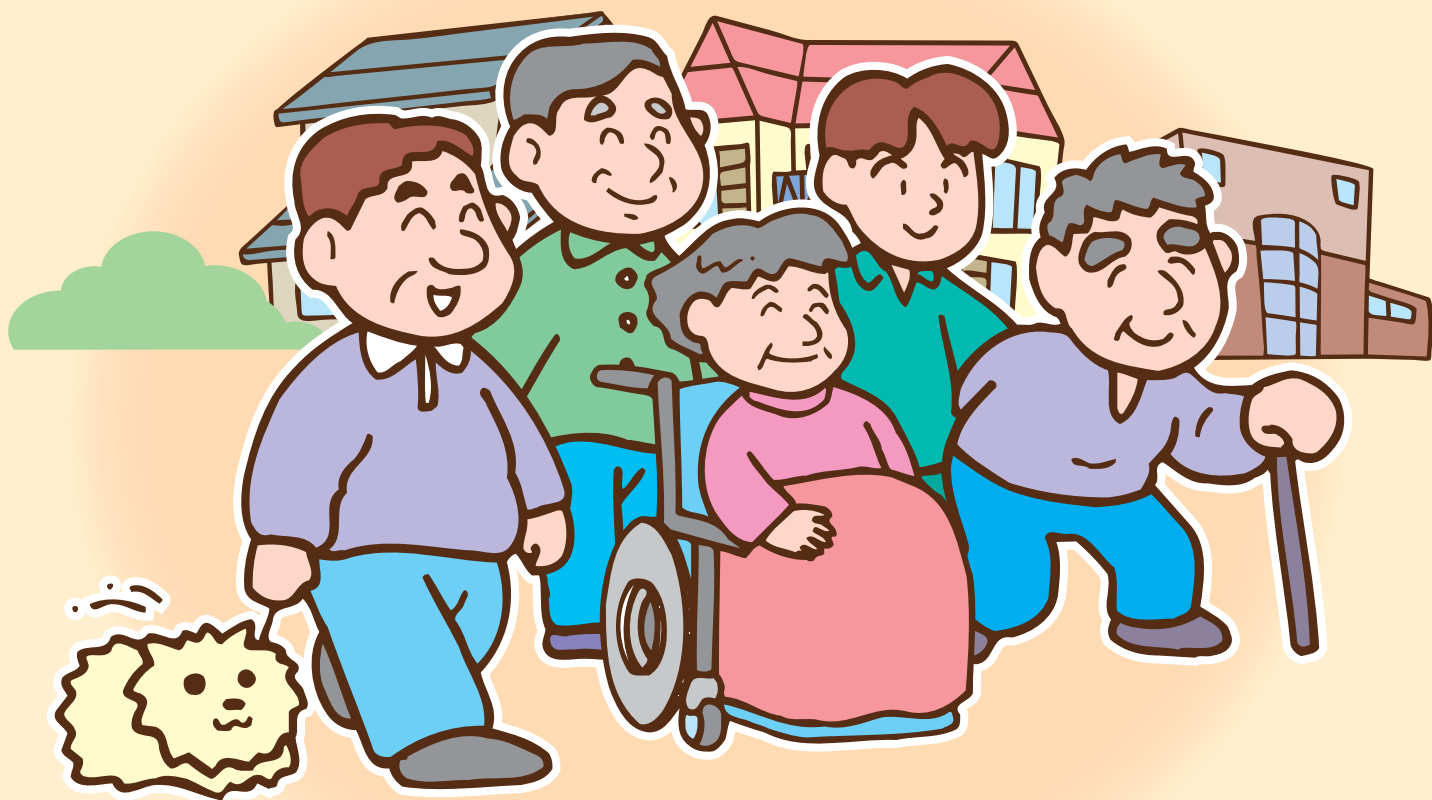
習志野市

光輝〈高齡者未来計画 2018〉


〈高齡者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画〉

平成30(2018)年4月～ (2021)年3月

概要版



平成30年3月

 習志野市



1 計画策定の背景

習志野市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、介護保険制度の創設された平成12（2000）年には11.9%でしたが、平成29（2017）年には22.7%とほぼ倍増するとともに、独居の高齢者や高齢者世帯が増加し、地域社会や家族関係のあり方が大きく変化しています。

今後も高齢化は進展を続け、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、介護・福祉サービスの需要は急激に増大すると予測されています。

このような状況の中、高齢者が支援や介護を要する状態になったとしても、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けるために、「医療」・「介護」・「生活支援」・「介護予防」・「住まい（生活の場）」を切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』を構築することが重要となっています。

本市の直面する様々な課題に対応するため、習志野市らしい地域包括ケアシステムの深化・推進を図りながら、「住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち」の実現を目指すため、「習志野市光輝く高齢者未来計画2018」を策定しました。



2 計画の位置づけ

この計画は、習志野市における高齢者福祉の総合的な計画としての目標、具体的な施策等を示したもので、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定したものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成30（2018）年度から2020年度までの3年間です。





4 この計画が目指すこと

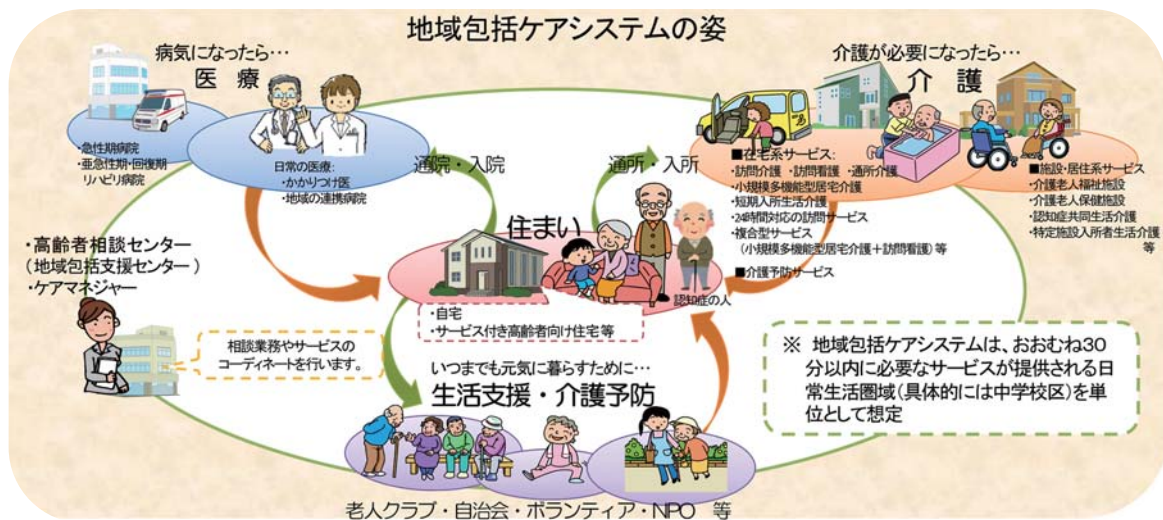
計画の理念

「住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさを支え合うまち」

●地域包括ケアシステムとは

「日常生活圏域」を基本とする各地域において、自立した生活が可能な「住まい(生活の場)」が確保され、個人の尊厳が保持された状態のもと、個々の課題に合った「医療」と「介護」のサービスが専門職の連携の下で提供されるとともに、ニーズに応じた「生活支援」と「介護予防」が地域住民を含む幅広い担い手によって提供される社会です。

本計画では、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。



本計画における地域包括ケアシステムの深化・推進のポイント

医療・介護

◇個々人の課題に合った医療と介護が、専門職の連携の下で提供される状態を目指します。

本計画における方向性

住み慣れた地域において提供される専門的サービスの量的及び質的な充実

生活支援・介護予防

◇個々人の課題に合った介護予防と、地域の実情に応じた生活支援が、多様な担い手により提供される状態を目指します。

本計画における方向性

地域住民を含む幅広い担い手による「支え合い」や「予防」の活動の充実と専門職による活動への支援

住まい

◇生活の基盤として、個々人の希望と負担能力に適った住まい方が選択できる状態を目指します。

本計画における方向性

高齢者向け住宅の適切な供給

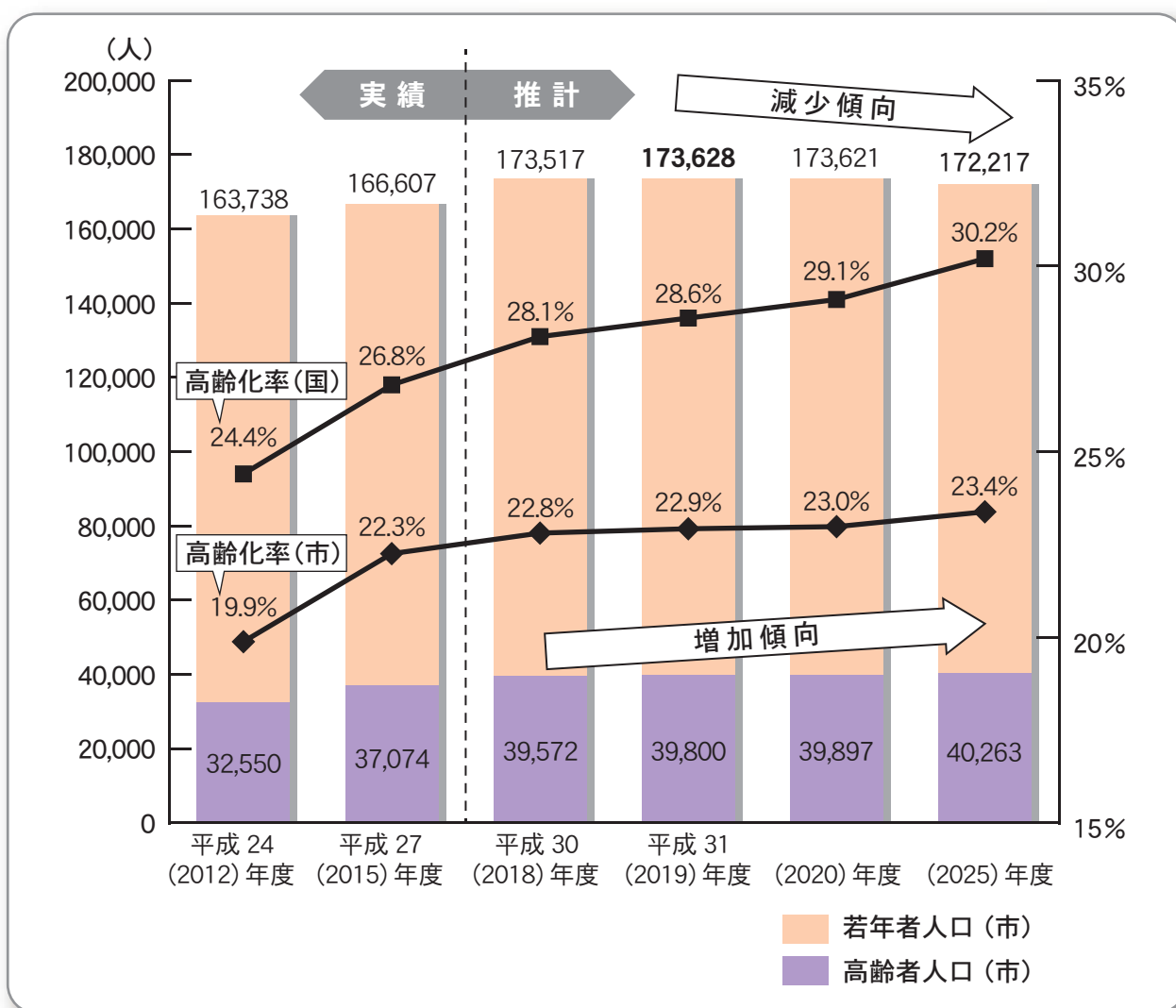


5 習志野市の高齢化の状況と推計

① 減少し始める総人口と増え続ける高齢者人口

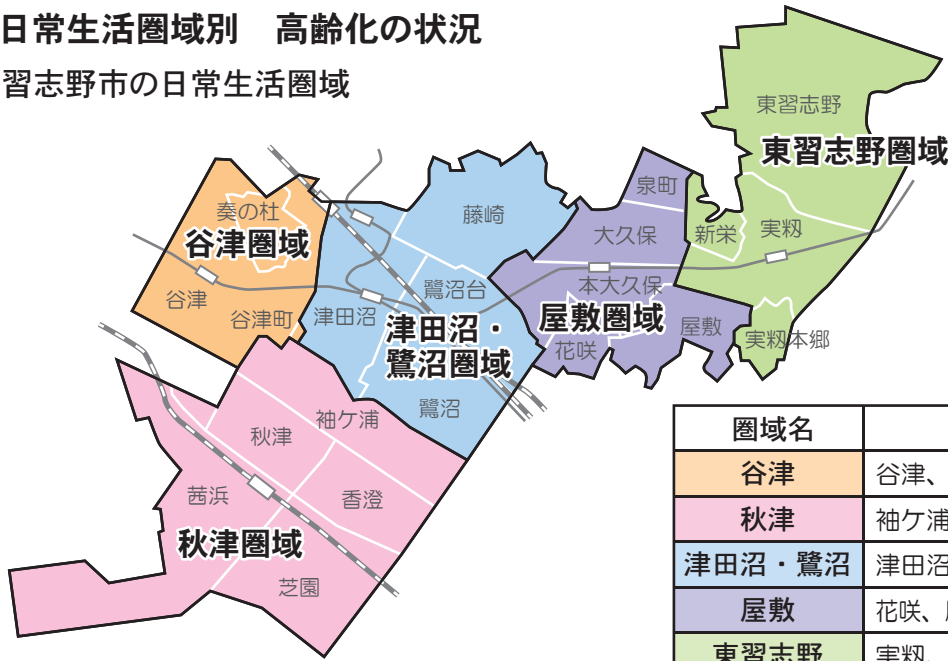
本市の総人口は、平成31(2019)年をピークに減少傾向に転じますが、その一方で高齢者人口(65歳以上)は増加を続け、平成27(2015)年には37,074人、高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)は22.3%であったものが、2025年には40,263人、23.4%になると見込まれており、国全体の動きと比べると緩やかではありますが、高齢化が進行している状況です。

習志野市の総人口・高齢者人口・高齢化率の推移

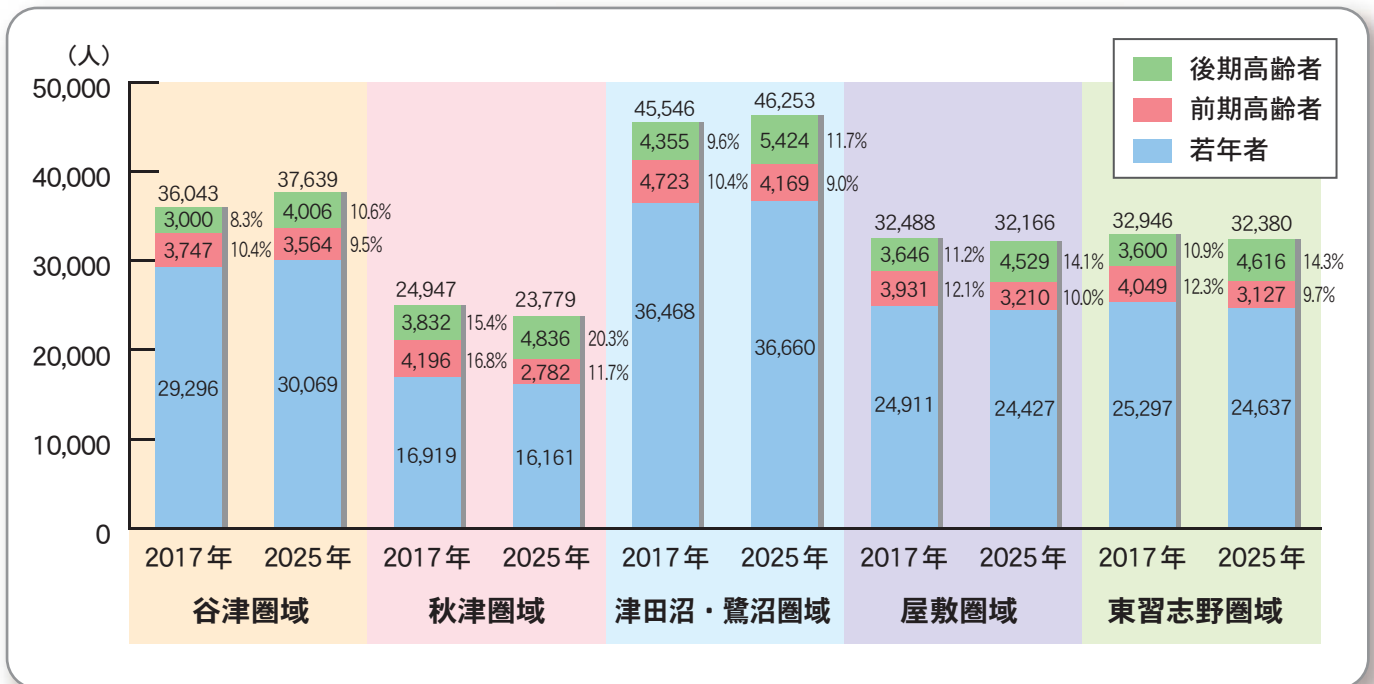


② 日常生活圏域別 高齢化の状況

◇習志野市の日常生活圏域



◇2025年の各日常生活圏域の高齢化の状況（推計）



○市全体として、少子化・高齢化が進行する見込みです。

○総人口は減少傾向にあり、いずれの圏域でも前期高齢者人口の減少と後期高齢者人口の増加が見込まれることから、市全体で、介護や支援のニーズが増大することが見込まれます。

○とりわけ秋津圏域の高齢化が著しく、高齢化率としては2025年には低下傾向にあるものの、人口構造の偏りから、後期高齢者の占める比率が突出して高くなっています。

○谷津圏域は奏の杜地域などの再開発による若年者人口の増加を要因として、高齢化率は比較的 low に推移しますが、高齢者人口は増加する見込みです。



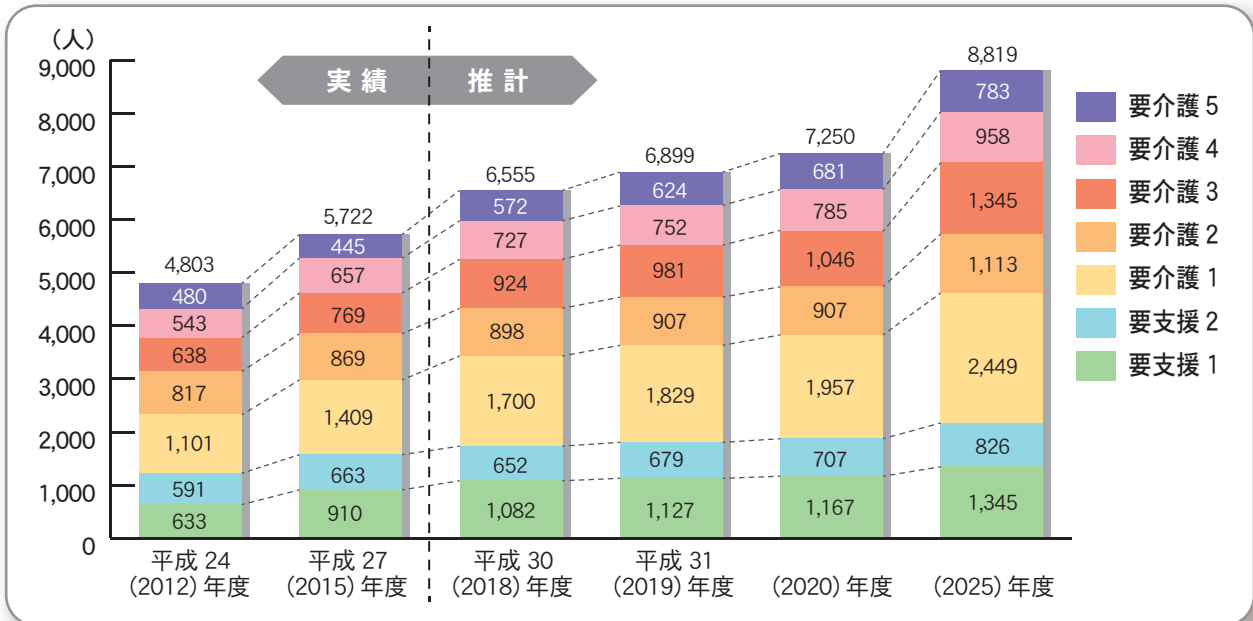
6 習志野市の介護保険の状況と推計

●要介護・要支援認定者数

要介護・要支援認定を受ける人の数は、年々増加してゆく傾向にあり、平成30(2018)年度は6,555人、2025年度は8,819人になると見込んでいます。

認定者数の増加は、主に後期高齢者人口の増加に伴うものであり、今後も進んでいくことが予測されます。

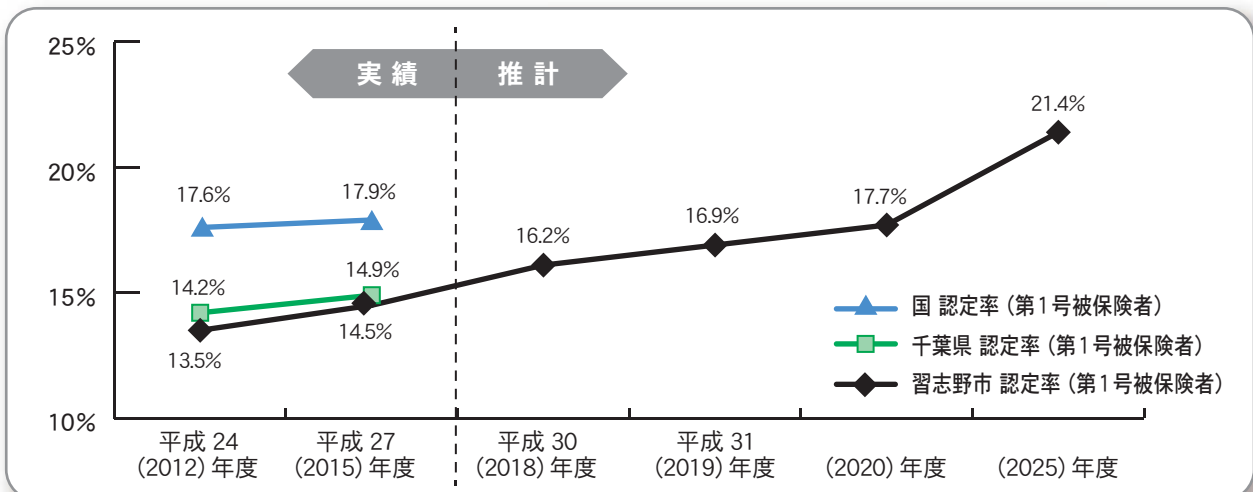
要介護・要支援認定者数(第1号・第2号被保険者)の推移(各年度末時点)



●要介護・要支援認定率

要介護・要支援認定率(被保険者数のうち、要介護・要支援認定を受けている人数の比率)は、国・県と比較すると低く推移していますが、2025年には、高齢者の中でも要介護・要支援になるリスクの高い後期高齢者の割合が大幅に増加することが予測されるため、認定率は上昇することが見込まれます。

認定率の推移(第1号被保険者)

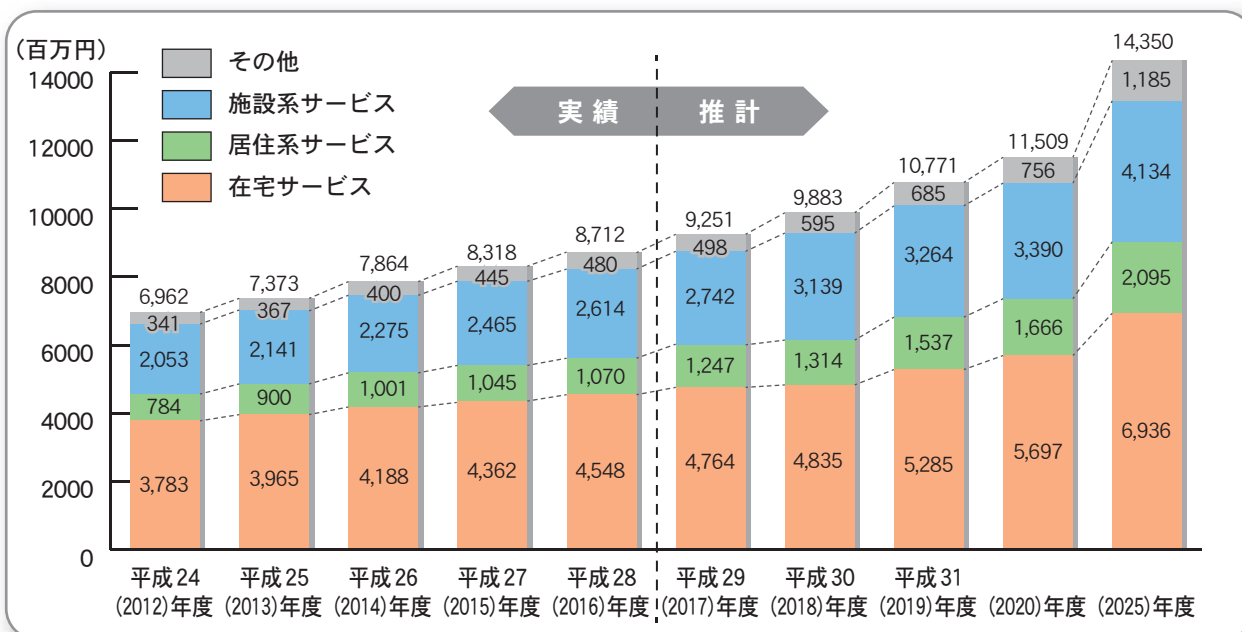


●給付費（標準給付費）全体の推移

要介護・要支援認定者数の増加によってサービス利用者数も増加し、給付費も年々増加傾向にあります。平成24（2012）年度は6,961,673,093円でしたが、平成28（2016）年度には約1.25倍に当たる8,711,936,275円となっています。

今後も要支援・要介護認定者数の増加からサービス利用者数の増加が見込まれるため、給付費も引き続き増加が予測され、2020年度は11,509,406,054円、2025年度は14,349,677,557円になると推計しています。

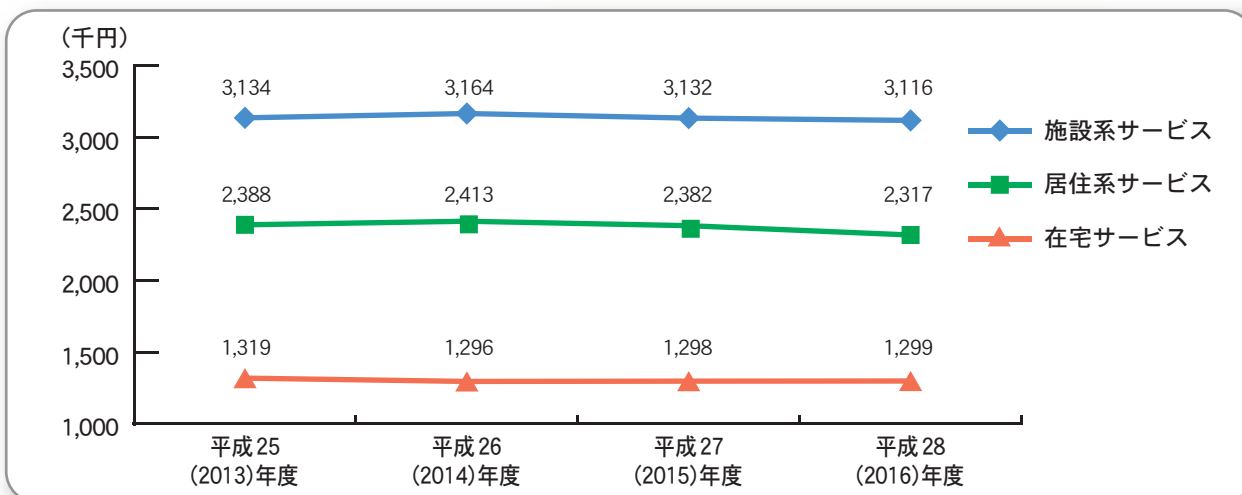
介護給付費の推移



●サービス利用者一人あたりの給付費

在宅サービス、居住系サービス、施設系サービスそれぞれの利用者一人あたりの給付費（年額）平均の推移をみると、給付費全体としては増加し続けている一方、一人あたり給付費はほぼ一定であることが分かります。

サービス利用者一人あたり給付費の推移





7 施策の体系

本計画では、理念を実現するため、4つの基本目標を定め、施策を展開します。

計画の理念

「住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち」

基本目標 1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

- 基本施策 1-1 介護サービス等の提供体制の整備
- 基本施策 1-2 高齢者の住まいの確保
- 基本施策 1-3 介護サービスの質の確保
- 基本施策 1-4 介護給付の適正化計画

基本目標 2 安定した日常生活のサポート

- 基本施策 2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営
- 基本施策 2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）
- 基本施策 2-3 医療と介護の連携体制の構築
- 基本施策 2-4 認知症施策の推進
- 基本施策 2-5 高齢者の見守り
- 基本施策 2-6 高齢者の権利擁護
- 基本施策 2-7 高齢者が利用できる福祉サービス

基本目標 3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

- 基本施策 3-1 成人期から取り組む健康づくり
- 基本施策 3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

基本目標 4 地域で支え合う仕組みの拡大

- 基本施策 4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
- 基本施策 4-2 高齢者の社会参加の促進

基本目標 1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

要介護状態になった高齢者が自宅での生活を続けていくためには、さまざまな状況に対応できる多様な介護サービスを充実させることが必要であり、自宅での生活が困難になった場合に、できるだけ馴染みのある環境で暮らし続けるため、介護保険施設や高齢者向けの住まいを充実させることも大切であることから、それぞれの暮らし方に合った介護サービスや施設、住まいの充実を図るとともに、それらを支える介護保険制度の適正な運営を図ります。

基本施策 1-1 介護サービス等の提供体制の整備

介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、市内の介護サービス等の提供体制を整備します。このことにより、家族等の「介護離職」防止を図ります。

- ◆特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備推進…100床整備に着手
- ◆地域密着型サービスの整備推進
 - …認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

基本施策 1-2 高齢者の住まいの確保

「サービス付き高齢者向け住宅」など、高齢者向けの住宅の適切な供給を確保します。

- ◆高齢者の多様な住まいの確保…高齢者人口の3%分の確保

基本施策 1-3 介護サービスの質の確保

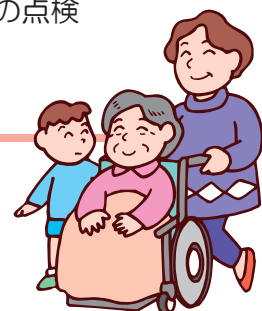
介護サービス事業者への指導により、健全な事業運営の確保、保険給付の適正化を図ります。

- ◆介護サービス事業者への指導の定期的な実施
- ◆介護相談員の派遣

基本施策 1-4 介護給付の適正化計画

介護給付の適切なサービスの確保と費用の効率化を図るため、介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の5事業を実施します。

- ◆介護認定の適正化の実施
- ◆ケアプランの点検…年間100件の点検
- ◆住宅改修等の点検
- ◆縦覧点検・医療情報との突合
- ◆介護給付費通知の実施…給付実績のある人への定期的な通知



基本目標2 安定した日常生活のサポート

誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らしていくためには、できるだけ多くの角度から支援やサービスを提供し、また、必要とする人に適切にそれらを届ける必要があります。高齢者やともに暮らす家族が住み慣れた地域で安定した日常生活を送ることができるよう、本市の実情に応じたサービスの提供と、生活全般にわたって総合的にサポートする体制の構築を図ります。

基本施策2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営

各日常生活圏域の総合的な相談・支援の窓口である高齢者相談センターにおいて、心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行います。また、地域の保健・医療・福祉等の関係者や地域住民との連携を高め、ネットワークの構築を進めます。

- ◆高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営
…ネットワーク体制の強化、機関誌の発行等による情報発信、第三者評価の定期的な実施 等

基本施策2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

従前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同等のサービス提供に加えて、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画する多様なサービスを充実させていきます。

- ◆多様なサービスの担い手創出
…緩和した基準によるサービス、住民主体による支援の段階的实施
- ◆訪問型サービス（第1号訪問事業）・通所型サービス（第1号通所事業）
- ◆その他の生活支援サービス…配食安否確認サービスの実施
- ◆介護予防ケアマネジメントの実施

基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築

高齢者が疾患を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、生活を続けていくことができるよう、医療と介護の連携体制の充実を図ります。

- ◆習志野在宅医療・介護連携ネットワーク等における課題への対応策の検討
- ◆医療・介護関係者間の情報共有支援 ◆在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置
- ◆多職種研修会の開催 ◆地域住民への普及啓発 ◆近隣市との連携 等

基本施策2-4 認知症施策の推進

家族や地域における認知症に関する知識の普及啓発に取り組み、認知症の早期発見、早期対応ができるようにしていくとともに、相談支援体制を充実させます。

- ◆認知症初期集中支援チームによる支援
- ◆認知症地域支援員による知識の普及、相談支援 ◆認知症高齢者家族相談の実施
- ◆認知症サポーター、キャラバンメイトの養成と活動支援

基本施策2-5 高齢者の見守り

通報装置などによる見守りや地域で行われる見守り等を重層的に行うとともに、災害時や行方不明時といった緊急時の対応の体制を整えます。

- ◆緊急通報装置等や位置情報探索機による見守り
- ◆地域住民や地域で活動する事業者による見守り
- ◆災害時における避難支援
- ◆行方不明となった高齢者への対応

基本施策2-6 高齢者の権利擁護

高齢者への虐待や、判断能力の低下によって必要なサービスが受けられない、消費被害に遭うこと等から守るため、支援を行います。また、「成年後見制度」を、必要とする人が適切に利用できるような支援する体制をつくっていきます。

- ◆高齢者の権利擁護
- ◆消費者被害の防止
- ◆福祉サービスの利用援助
- ◆成年後見制度の利用支援…成年後見センターの常設化と機能強化

基本施策2-7 高齢者が利用できる福祉サービス

食生活の支援や外出の移動支援など、生活全般にわたって高齢者を総合的にサポートしていくサービスや助成制度による支援を行います。

- ◆日常生活を支援するための事業…「食」の自立支援事業、高齢者外出支援事業等
- ◆高齢者への助成制度…高齢者入院療養給付金事業、在宅高齢者紙おむつ支給事業等

基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

高齢者がいつまでも楽しく生きがいのある毎日を過ごし、自立した日常生活を送れるよう、高齢期を迎える前から取り組む「健康づくり」と、高齢期を迎えてから重点的に取り組む「介護予防」をともに推進します。

基本施策3-1 成人期から取り組む健康づくり

健康相談、健康教育や健康診査などの事業を実施し、介護予防を見据えた若い世代からの健康づくりの実践を促進していきます。

- ◆健康づくり…健康相談と健康教育、健康づくり推進員の育成と支援、健康マイレージ事業の実施
- ◆健康診査とがん検診…受診率向上に取り組む

基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

運動器の機能向上・認知症予防・閉じこもり予防等の介護予防教室等の実施や、介護予防に関する支援を要する高齢者の把握等により、高齢者の介護予防を推進します。

- ◆要支援、要介護状態となるリスクの高い人の把握
- ◆高齢者を対象とした健康教育・健康相談、リハビリテーション職による介護予防講座の実施、身近な地域での運動習慣の自主化
- ◆介護予防教室の開催…周知方法の充実と介護予防に取り組む高齢者の増加
- ◆てんとうむし体操（転倒予防体操）の実施と普及

基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

地域の活力を活かし、よりきめ細かな支援を行うため、地域資源の把握や組織化といった地域のコーディネートや、活動に参加する意欲のある市民への支援・育成を図ります。

また、高齢者自身が支援の受け手であると同時に担い手となり、地域社会の中でいきいきと活動できる体制を構築していきます。

基本施策4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大

「生活支援コーディネーター」が中心となって、地域住民の方々とともに各地域での生活支援サービスのあり方を検討していく「協議体」を活用するなどして、不足するサービスの創出を行います。

- ◆生活支援サービス提供体制の整備…住民主体による支援の創出、仕組みづくり
- ◆高齢者相談員の活動支援
- ◆地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援
…生活支援等サービスの担い手、市民後見人、認知症サポーター等の養成と活動支援
- ◆地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動の推進
- ◆健康づくりや介護予防に関する民間事業者との協働の推進
- ◆習志野市社会福祉協議会による活動
…ふれあい・いきいきサロン、住民参加型家事援助サービス事業の実施 等

基本施策4-2 高齢者の社会参加の促進

高齢者がこれまで培った知識・技能を地域社会で活かすことが生きがいや地域の活力を生み出し、また、高齢者自身の健康づくり、介護予防にもつながることから、高齢者が性別や年齢を超えて地域の人々と交流し、ともに活動できるよう、地域で活躍する場の支援や整備を推進していきます。

- ◆高齢者の就業支援
- ◆老人クラブ活動の支援
- ◆老人福祉センターの運営
- ◆高齢者の地域交流の支援
- ◆生涯学習参加への支援
- ◆生涯スポーツ参加への支援
- ◆バリアフリーのまちづくりの推進



住み慣れた地域で健やかに暮らすために ～ひとりひとりができること～

健康づくり・介護予防に参加して いつまでも自立した生活を

定期的な運動や地域の人々とのふれあいなどは、介護が必要な状態になることを防ぎます。健康づくりや介護予防に取り組み、社会参加が多い人ほど、認知症やうつ、寝たきりの原因となる転倒の割合が低い傾向にあります。

＊ 健康診査・がん検診 を受診しましょう。

特定健康診査（40～74歳）や後期高齢者健康診査（75歳～）、がん検診を受診することにより、生活習慣病の予防やがんの早期発見、健康管理に役立てましょう。

＊ 市の介護予防教室 にご参加ください。

市では、様々な介護予防教室を開催しています。お気軽にご参加ください。その他、地域の老人クラブやサークル活動などに積極的に参加しましょう。

＊ かかりつけ医 を持ちましょう。

自宅から近い場所でもかかりつけ医を持ち、体のことや日頃の健康状態を把握しておきましょう。必要に応じて専門の医療機関を紹介してもらうことができます。



地域の支え合いで「健康なまち」をつくりましょう

年齢を重ねると、日常生活を送る上で「ちょっとした困りごと」が出てきます。市では、お互いが声を掛け合い、「ちょっとした手伝い」をする関係づくり、仕組みづくりを進めています。地域の支え合いの輪に参加することで、自身の健康づくりにもなります。

＊ 生活支援等サービスの担い手の養成研修 にご参加ください。

高齢者を支援するための基礎的な知識について習得し、受講後は市認定ヘルパーとして活動するなど、家事支援や通いの場での支援等で活躍することができます。

＊ ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）にご登録ください。

希望する活動内容などをあらかじめ登録することで、お手伝いを希望する方からの依頼内容に合わせた支援を行うことができます。

＊ 高齢者相談センター にお声かけください。

高齢者相談センターでは、地域での支え合い活動の状況を把握するとともに、困りごとがある人からの相談が寄せられるため、支援したい人同士のグループを組織したり、支援したい人と支援してほしい人とをつないだりすることができます。





8 介護給付の見込みと保険料

項目	単位	計画期間における見込み量			
		平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	(2020)年度	
居宅サービス					
訪問介護	介護給付	回/年	289,032	299,742	316,464
	予防給付	人/年	—	—	—
訪問入浴介護	介護給付	回/年	5,346	5,707	6,311
	予防給付		24	24	24
訪問看護	介護給付	回/年	44,612	47,758	51,530
	予防給付		4,648	5,275	5,946
訪問リハビリテーション	介護給付	回/年	5,588	5,634	5,687
	予防給付		415	415	415
居宅療養管理指導	介護給付	人/年	11,736	12,972	14,424
	予防給付		876	960	1,044
通所介護	介護給付	回/年	119,622	122,983	126,838
	予防給付	人/年	—	—	—
通所リハビリテーション	介護給付	回/年	39,188	41,550	44,480
	予防給付	人/年	2,136	2,340	2,532
短期入所生活介護 短期入所療養介護	介護給付	日/年	54,092	55,668	58,714
	予防給付		342	342	342
福祉用具貸与	介護給付	人/年	19,632	20,712	22,152
	予防給付		5,160	6,132	7,176
特定福祉用具販売	介護給付	千円	13,471	14,601	16,182
	予防給付		5,987	7,878	9,822
住宅改修	介護給付	千円	29,004	31,822	34,562
	予防給付		15,854	17,102	17,305
特定施設入居者生活介護	介護給付	人/月	343	378	419
	予防給付		45	48	51
居宅介護支援	介護給付	人/年	32,244	33,480	35,100
	予防給付		10,572	10,992	11,412
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付	人/年	48	216	420
夜間対応型訪問介護	介護給付	人/年	72	84	84
認知症対応型通所介護	介護給付	回/年	9,089	9,406	10,254
	予防給付		126	126	126
小規模多機能型居宅介護	介護給付	人/月	52	78	78
	予防給付		6	9	9
認知症対応型共同生活介護	介護給付	人/月	144	179	179
	予防給付		1	2	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護給付	人/月	20	20	20
複合型サービス	介護給付	人/月	0	29	29
地域密着型通所介護	介護給付	回/年	67,070	70,609	75,286
施設サービス					
介護老人福祉施設	介護給付	人/月	640	650	660
介護老人保健施設	介護給付	人/月	289	299	309
介護療養型医療施設	介護給付	人/月	22	19	16
介護医療院	介護給付	人/月	7	15	23

給付費と地域支援事業費の見込み

本計画の介護給付費見込額は、平成30(2018)年度から2020年度における要介護認定者数や利用者数の伸び、サービス利用実績や、施設・在宅サービスの施策の方向性等を勘案して算出しています。

(単位：円)

項目	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	(2020)年度	合計
標準給付費見込額	9,883,420,406	10,771,310,583	11,509,406,054	32,164,137,043
地域支援事業費	586,956,000	657,315,000	677,148,000	1,921,419,000

第1号被保険者の保険料推計

平成30(2018)年度から2020年度までの3年間の標準給付費見込額及び地域支援事業費をもとに、第1号被保険者の保険料月額を推計しています。

本計画では、保険料の大幅な値上げを抑制するため、市の介護給付費準備基金8億円を繰り入れ、活用いたします。

本来、本計画における月額基準保険料は、5,921円であったのに対し、準備基金の繰り入れにより、540円の保険料の負担軽減が図られ、5,381円となります。

なお、本計画と同様の方法(介護報酬単価・地域区分等を同額とし、要介護認定者数や利用者数の伸びに従ってサービス量が増加するものと推定)を用いて保険料月額を推計すると、2025年度の月額基準保険料は、約8,300円となる見込みです。

項目	推計結果
1. 標準給付費見込額	32,164,137,043 円
2. 地域支援事業費	1,921,419,000 円
3. 第1号被保険者負担分及び調整交付金合計相当額	9,505,409,442 円
4. 調整交付金見込額	724,146,000 円
5. 財政安定化基金拠出金見込額	0 円
6. 介護給付費準備基金取崩額	800,000,000 円
7. 財政安定化基金取崩による交付額	0 円
8. 保険料収納必要額	7,981,263,442 円
9. 予定保険料収納率	99.0 %
10. 保険料賦課総額	8,061,882,265 円

保険料基準額(年額) = 保険料賦課総額 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数
 ≒ 64,577 円(条例：64,570 円)

保険料基準額(月額) = 64,570 円 ÷ 12 ≒ 5,381 円

平成30(2018)年度から2020年度の保険料の所得段階と保険料額は、次のとおりです。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額(年間)
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税、又は世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下	×0.47	30,350円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	×0.65	41,970円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超	×0.72	46,490円
第4段階	世帯員に市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下	×0.90	58,110円
第5段階	世帯員に市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超	基準額	64,570円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	×1.10	71,030円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	×1.30	83,940円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	×1.50	96,860円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	×1.65	106,540円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	×1.80	116,230円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	×1.90	122,680円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	×2.00	129,140円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満	×2.15	138,830円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	×2.30	148,510円
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	×2.45	158,200円
第16段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上	×2.50	161,430円

○合計所得金額 … 年金、給与等の全所得の合計額で、所得控除を差し引く前の額

繰越控除を受けている場合は、その適用前の額

土地建物等の譲渡所得があった場合は、特別控除額を差し引いた後の額

○その他の合計所得金額 … 合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた額

習志野市 光輝く高齢者未来計画 2018 <概要版>

平成30年3月

編集：習志野市 健康福祉部 高齢者支援課・介護保険課

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2-1-1

TEL: 047-451-1151 (代表)

